

# 国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方

- 公的資金が拠出される国の研究開発においては、日本の経済活性化への貢献を最大化するために、国外企業等の参加等（グローバルイノベーション）を積極的に進める必要。
- 一方で、国外企業等の参加等を促進するに当たっては、日本の経済活性化への貢献に加え、意図しない技術流出・漏洩の防止などにも留意する必要。
- このため、経済産業省の研究開発プロジェクトに関し、以下の3つの観点から基本的な考え方を示したもの。
  - 1 国外企業等の参加等が想定されるプロジェクトの類型等
  - 2 公募等における選考・採択の基準
  - 3 知的財産権の適切な管理等（マネジメント）

## 1 プロジェクトの類型等

- (1) **技術獲得・共創型（いわゆるinbound）**  
研究要素の一部について国外企業等が優位である場合、その参加等を得てプロジェクトを実施するケース
- (2) **市場獲得・創出型（いわゆるoutbound）**  
将来の世界市場の創出や国際標準の獲得等を目指して、国際連携の下に研究開発を実施するケース
- (3) **持帰型（海外研究環境・事業環境の活用）**  
優れた研究設備・人員等を有する海外の研究拠点の活用等により得られた成果を持ち帰るケース

## 2 選考・採択の基準

- (1) プロジェクトの円滑かつ効率的な遂行において、当該国外企業等の参加等が不可欠又は合理的であり、その参加等により日本の経済活性化に貢献が期待できること。
- (2) 意図しない技術漏洩・流出を起こさないように、適切な技術管理・知的財産管理の体制整備がなされていること。
- (3) 法令を遵守すること
- (4) 予算執行上の手続きに円滑に応じられること。

## 3 知財、成果管理等（マネジメント）

- (1) **適切な知財マネジメント**
  - ①知的財産権は、国外企業等と国等との共有を原則とすること（持ち分の50%以上は国等に帰属）。
  - ②日本子会社等から海外の親会社等に知財を移転する場合、第三者による合併・買収が行われる場合に備えた規定（事前調整やサブライセンス権付き通常実施権の許諾等）を契約に定めること。
- (2) **成果の活用**  
○プロジェクトの成果の積極的な広報に努めること。
- (3) **国際標準化**  
○初期の段階から、標準に関する情報収集や標準化戦略を検討する中で、国外企業等との連携を図ること。
- (4) **技術流出・漏洩の防止**  
○安全保障貿易管理の観点から、関係ガイドライン等に沿って適正な機微技術管理を行うこと。
- (5) **不正行為の防止**  
○研究費の不正使用・不正受給等に厳正に対処すること。
- (6) **産学官連携におけるリスクマネジメント**  
○関係ガイドライン等に留意しつつ、リスクマネジメントに努めること。